

議案番号	件名	概要	担当課名
第54号 ・ 第55号	人権擁護委員の推薦について (2議案)	人権擁護委員は、人権擁護委員法の規定により、市長が議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱する。 伊藤一枝氏及び明里玲子氏が令和6年9月30日で任期満了となることから、引き続き両氏を推薦するもの	やさしさ支援課
第56号	専決処分の承認を求めることについて(鴻巣市税条例の一部を改正する条例)	地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本年度の課税事務の必要から3月30日付けで専決処分したものの 【主な改正内容】 (1) 個人市民税 ア 職権による減免を可能とする規定を追加するもの イ 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税義務者及び控除対象配偶者を含む扶養親族1人につき1万円を減税するもの (2) 固定資産税 ア 職権による減免を可能とする規定を追加するもの イ 一定のバイオマス発電設備に係る課税標準の特例が「わがまち特例」に追加されたことに伴い、国の示した特例割合を参酌して、本市における特例割合を7分の6に定めるもの ウ 滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に係る課税標準の特例が「わがまち特例」に追加されたことに伴い、国の示した特例割合を参酌して、本市における特例割合を2分の1に定めるもの エ 土地に係る負担調整措置の適用期限を3年間延長し、令和6年度から令和8年度まで適用するもの	税務課
第57号	専決処分の承認を求めることについて(鴻巣市都市計画税条例の一部を改正する条例)	地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本年度の課税事務の必要から3月30日付けで専決処分したものの 【主な改正内容】 ア 滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に係る課税標準の特例が「わがまち特例」に追加されたことに伴い、国の示した特例割合を参酌して、本市における特例割合を2分の1に定めるもの イ 土地に係る負担調整措置の適用期限を3年間延長し、令和6年度から令和8年度まで適用するもの	税務課
第58号	専決処分の承認を求めることについて(鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、後期高齢者支援金等に係る課税限度額の引上げ、並びに均等割額の軽減措置のうち5割軽減及び2割軽減に係る所得の基準の緩和を行う改正を、本年度の課税事務の必要から3月30日付けで専決処分したものの 【課税限度額】 後期支援分22万円⇒24万円、医療分、介護分と合わせた限度額は104万円から106万円に改正 【軽減判定所得の基準額】 5割軽減29万円⇒29万5千円、2割軽減53万5千円⇒54万5千円に改正	国保年金課
第59号	鴻巣市税条例の一部を改正する条例	地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの 【主な改正内容】 (1) 個人市民税 みなし譲渡課税の対象に公益信託の受託者を追加する地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの (2) 固定資産税 私立学校法の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項番号を改めるもの	税務課
第60号	鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例	こどもまんなか社会の実現に向け、会議体の名称を鴻巣市こどもまんなか会議に、条例の題名を鴻巣市こどもまんなか会議条例に改め、所掌事務をこども政策全般とし、より広範にわたって協議できるようにするもの。併せて、鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において引用している会議体の名称及び条例の題名を同様に改めるもの	こども応援課

議案番号	件名	概要	担当課名
第61号	鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例	建築基準法の一部改正により、既存不適格建築物について大規模修繕等となる省エネ改修等を行う場合の制限を緩和する規定が追加されたことから、当該既存不適格建築物の大規模修繕等の認定申請に係る手数料の種類及び額を新たに定めるもの	建築住宅課
第62号	市道の路線の廃止について	市道の路線の廃止1路線。市有財産処分に伴う1路線を廃止するもの	道路課
第63号	市道の路線の認定について	市道の路線の認定2路線。開発道路の帰属に伴う2路線を認定するもの	道路課
第64号	鴻巣市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例	(1) 水道法の一部改正により、水道整備・管理行政に関する事務が、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことに伴い、条例中の大臣名を改めるもの (2) 水道法施行令及び水道法施行規則に定める布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されたことから、同様に条例において規定している両資格の資格要件を改正するもの	水道課
第65号	鴻巣市下水道条例の一部を改正する条例	政府が進める「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、アナログ規制である常駐・専任規制の見直しがされたことに伴い、所要の改正を行うもの 【主な改正内容】 指定工事店の排水設備工事責任技術者について、営業所ごとに専属→選任(埼玉県内の営業所において兼任可)	下水道課